

6 税の控除・減免

(1) 各種税

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種税の特例があります。

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先												
所得税	○障害者控除・・・本人、控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当する場合		税務署												
	一般障害者（注1）	所得控除 27万円													
	特別障害者（注2）	所得控除 40万円													
	同居特別障害者	所得控除 75万円													
	○配偶者控除														
	控除対象配偶者	所得控除 38万円													
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	所得控除 48万円													
	○扶養控除														
	扶養親族（16歳未満は適用なし）	所得控除 38万円													
	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	所得控除 63万円													
老人扶養親族（同居老親等を除く）	所得控除 48万円														
同居老親等（直系の尊属）	所得控除 58万円														
○マル優・特別マル優 それぞれ元金350万円までの預金の利子及び公債の利子	非課税														
○小規模企業共済等掛金控除 心身障害者扶養共済制度加入者の納付する掛金	所得控除 掛金の全額														
○心身障害者扶養共済制度の給付金の非課税 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金	非課税（脱退一時金を除く）														
住民税	○障害者控除・・・本人、同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合		市町村 税務担当課												
	一般障害者	所得控除 26万円													
	特別障害者	所得控除 30万円													
	同居特別障害者	所得控除 53万円													
	○配偶者控除・・・当該納税義務者の前年の合計所得金額に応じて、下記金額を所得控除（当該配偶者の前年の合計所得金額要件：48万円以下）														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>当該納税義務者の 前年の合計所得金額</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者 (70歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	当該納税義務者の 前年の合計所得金額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	900万円以下	33万円	38万円	900万円超～950万円以下	22万円	26万円	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円	
	当該納税義務者の 前年の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者 (70歳以上)											
	900万円以下	33万円		38万円											
	900万円超～950万円以下	22万円		26万円											
	950万円超～1,000万円以下	11万円		13万円											
〈扶養控除〉															
扶養親族（16歳未満の者については適用なし）	所得控除 33万円														
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	所得控除 45万円														
老人扶養親族（同居老親等を除く）	所得控除 38万円														
同居老親等（直系の尊属）	所得控除 45万円														
前年の合計所得金額が135万円以下のとき（退職手当除く）	非課税														
贈与税	○特定障害者（注3）に対する贈与税の非課税特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、財産が信託されたときの、信託受益権のうち6,000万円（特別障害者以外の特定障害者は3,000万円）までの額	非課税 ※障害者非課税信託申告書を信託会社等を経由して税務署長に提出する必要がある	税務署												

6 税の控除・減免

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
相続税	○障害者控除 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が一般障害者の場合	相続税額控除 85歳に達するまでの 1年につき10万円	税務署
	○障害者控除 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が特別障害者の場合	相続税額控除 85歳に達するまでの 1年につき20万円	
贈与税 相続税	○心身障害者扶養共済制度給付金を受ける権利の非課税 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を、相続や贈与によって取得したとき (脱退一時金を除く)	非課税	税務署
固定資産税	障がいのある方が居住する一定の住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のバリアフリー工事が行われた場合	翌年度の固定資産税の 3分の1が減額される (100㎡を限度) ※減免申請が必要です	市町村 税務担当課
個人事業税	両眼の視力を喪失した者、又は両眼の視力(屈折異常のある者は矯正視力)が0.06以下の者があん摩、はり等医業に類する事業を行う場合	非課税	県税事務所
自動車税 (種別割 環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割) (注5)	減免の対象となる障がいのある方(注4)が所有又は取得する自動車で、 ①本人が運転 ②本人の通院・通学等のために年を通して本人と生計を一にする方が運転 ③障がいのある方(障がい者のみの世帯に限る)を常時介護する方が運転 のいずれかに該当する場合	減免限度額があります ※減免申請が必要です ※自動車税種別割は申請月から月割減免となります	大分県税事務所 自動車税管理室
軽自動車税 (種別割) (注5)		減免 ※減免申請が必要です ※申請には期限があります	

(注1) 一般障害者：下記注2の特別障害者以外。

(注2) 特別障害者：身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。所得税、相続税、贈与税、住民税において適用される。

(注3) 特定障害者：特別障害者又は特別障害者以外で精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人

(注4) ・知的障がいのある方にあつては、療育手帳A1・A2の所持者。

・精神障がいのある方にあつては、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者。

・身体障がいのある方にあつては、障がいの種別により異なるので、問い合わせ先に照会してください。

(注5) ・令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称を変更しました。

・自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、自動車の燃費性能に応じて自動車の購入時に払うものです。